

物品購入に係る同等品の選定手続きについて

仕様書に「同等品可」と表示のある物品については、想定品として示したメーカーの品番（型番）の物品のほか、それと同等以上の物品（以下、「同等品」という。）を選定し、入札（見積り合わせ）に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続きにより事前に担当課へ同等品の確認をしてください。

事前に確認を受けていない同等品で入札、又は見積り、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができない場合がありますので必ず事前に確認してください。

1 同等品の定義

同等品は、想定品と材質、仕様、重量、大きさ等が機能的、品質的に同等以上であり、かつ想定品と同等の安全性、耐久性が保証されるものを基本とします。

2 同等品確認の方法

同等品により入札（見積り合わせ）に参加を希望する方は、仕様書に示す期限までに、次の書類を担当課へFAXにより送付してください。担当課及びFAX番号については、仕様書に記載しています。

- (1) 同等品確認願（様式1）
- (2) 同等品確認書（様式2）
- (3) 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）

同等品確認願及び同等品確認書は、市のホームページからダウンロードできます。
（<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/kanzai/posting/posting-menu.jsp>）

3 同等品可否決定の通知

指定期限までに提出された「同等品確認書」については、同確認書の「確認」欄に、認定の場合は「○」を、不認定の場合は「×」を記入して返送（FAX）します。

なお、審査結果が仕様書で示した期日までに届かない場合は、担当課に確認してください。